

除雪ドーザ（6t級 車輪式 マルチプラウ付）仕様書

**令和7年度
奥州市都市整備部維持管理課**

概要

この仕様書は、除雪ドーザ（6t級 車輪式 マルチプラウ）、（以下「納入機」という。）に適用するもので、納入機は下記に定める性能、諸元及び各部構造その他を満たすほか、道路除雪作業の使用に耐え得る十分な耐久性、信頼性及び良好な操作性能を有するものとする。

納入機は、運輸省令昭和26年第67号（以降の改正分を含む）「道路運送車両の保安基準」にて適合するものでなければならない。なお、排出ガスの規制についても同保安基準によるものとする。

ここに明記されていない箇所については、奥州市（以下「発注者」という。）と物品供給人（以下「受注者」という。）が協議のうえ決定するものとする。

1 目的

納入機は、降積雪時における道路交通確保を目的として、一般除雪、路面整正等の除雪作業に使用するものである。

2 納入台数 1台

3 性能

(1) 除雪幅（最大アングル角時）	2,400mm 以上
(2) 走行速度（前進）	30Km/h 以上
（後進）	25km/h 以上

4 主要諸元

(1) 全長（除雪装置地上、ストレート時）	6,100mm 以下
(2) 全幅（車両単体）	2,100mm 以下
(3) 全高（黄色灯火上端まで）	3,200mm 以下
(4) 最低地上高	310mm 以上
(5) 運転質量	5,000kg以上 6,100kg 未満
(6) 最小回転半径（最外側車輪中心）	4,600mm 以下

5 車体

(1) 機関

形 式 水冷、ディーゼル機関

定格出力 43kW 以上

(2) 動力伝達装置 前後進、速度段の切替え操作が円滑にできること

(3) タイヤ 形式 ラグタイヤ又はオールシーズンタイヤ

(4) バッテリイ 工具を使用せず通電を遮断できるよう装置を有すること

(5) 運転室

構造 全鋼製密閉形

窓 (前・後) 冬用ワイパープレード付

6 除雪装置

(1) 形式 油圧式マルチプラウ式

(2) 能力 アングリング角度 前後各30度以上

(3) プラウ

構造 鋼板円筒局面構造

全幅 (ストレート時) 2,600mm以上

全高 (ストレート時 中央部) 700mm以上

(ストレート時 端部) 850mm以上

そり 除雪装置の接地状態を調整できるそりを有すること

刃 切刃 ストレート形平形刃先

クイックカプラ アタッチメント交換装置を有すること

7 計器類

(1) 速度計 1式

(2) 燃料計 1式

(3) アワーメータ 1式

(4) 水温計 1式

(5) 充電警告灯 1式

(6) 機関油圧警告灯 1式

8 照明装置類

(1) 黄色前部霧灯 (LED) 2灯

(2) 黄色散光式警光灯 (LED) (運転室上部) 全幅1,100mm以上 1式

(3) 白色作業灯 (LED)

(運転室上部前方) 2灯

(運転室上部後方) 2灯

(4) その他標準照明装置類 1式

9 車両後方確認カメラ

車両後方にカメラを設置し、運転席室内からカラーモニターにて後方の安全を確認できるもの

- (1) カメラ (運行に際し十分な強度を有し、着雪防止等対策を講じること) 1台
- (2) カラーモニター (運転席室内前方に設け、オペレーターの視界を妨げないこと) 1台

10 付属装置及び付属品

10-1 車両総重量に含むもの

- (1) 走行時振動軽減装置 (走行ダンパ・ライドコントロール等) 1式
- (2) バックブザー 1式
- (3) カーヒーター (エアコン付) 1式
- (4) ウィンドウオッシャー前・後 (電動式) 1式
- (5) 床マット 1式
- (6) バッテリースイッチ 1式
- (7) AM/FMラジオ 1式
- (8) 車両反射シール (車両前後部) 1式
- (9) 標識版 (300mm×550mm以上、文字記入 除雪車) 1式
- (10) ドライブレコーダー (1画面 200万画素以上) 1式

10-2 車両総重量に含まないもの

- (1) 標準付属工具 1式
- (2) 取扱説明書 1式
- (3) 部品表 (パーティリスト) 1式
- (4) 履歴簿 1式
- (5) 積込用バケット (0.9m³以上) 1式
- (5) タイヤチェーン (H型) 1式
- (6) けん引用ロープ (10m) 1式

11 塗装

納入機は、国土交通省建設機械塗装基準による。

12 検査

完成検査は、寸法、外観、溶接、その他組立状況を検査し、更に車両や作業装置類の動作等の確認を行い全般的な機能を検査する。

ただし、車両総重量については、本仕様書で定めたとおりであるかを、その内訳が判る資料に

より検査する。

検査に要する器具、人員等は受注者において準備するものとする。

13 保証

納入後1箇年以内に設計製作上の欠陥によるものとみなされる故障が発生した場合には、受注者は無償修理をおこなわなければならない。ただし、製作会社等が別に定める保証期間が1箇年以上にわたる場合はそれを適用する。

特に重大な故障が発生したときは、上記期間経過後であっても、発注者と受注者が協議のうえ、受注者に無料修理を行なわせることがある。

14 納期

令和8年3月19日

15 納入場所

奥州市江刺大通り1番8号

16 その他の事項

16-1 製造期日等の指定

納入機は新品でなければならない

16-2 灯火の取付方法の指定

黄色灯火の取付方法は、次のとおりとする。

(1) 黄色灯火の規格、取付位置については、「道路維持作業用自動車及び道路管理用緊急自動車の取扱いについて（昭和55年6月5日付け、建設省機発第473号（以降の改正分を含む））」に準じるものとする。

(2) 黄色灯火は、運転室又は作業装置上部に堅固に取付け、黄色灯火の重量、振動に耐え得るよう取付部分に必要な補強を行なうものとする。

16-3 提出図書の言語の指定

取扱説明書など提出を義務付けられた図書に使用する言語は、日本語とする。

16-4 緩和申請等について

本履行にあたり、車両登録、基準緩和の申請及び道路維持作業車の申請・届出については受注者が行なうものとする。また、これらにかかる費用は受注者の負担とする。ただし、これによりがたい場合は発注者の指示を受けるものとする。

契約書に記載する金額は、消費税及び地方消費税、納入及び登録に係る一切の費用（自動車損害賠償責任保険料は除く。）を含むものとする。

16-5 文字等の表示

- (1) 本体部両側部に表示（詳細は別途指示）

『管理番号』

『奥州市』

『奥州市章』

『除雪 ドーザ』

『国交省交付金除雪機械』

- (3) 『メーカー名』及び『形式』、『品番』の表示 小さく数箇所に表示（詳細は別途協議）

- (4) その他『接近注意』等の表示 数箇所に表示（詳細は別途指示）

- (5) 仕様書に記載のない事項及び機械形状等により、文字位置・寸法及び表示箇所等の変更が必要な場合については、発注者と協議の上で変更できるものとする。

16-6 提出資料について

- (1) 製作着手前に次の内容の納入計画書を提出する。

① 担当者一覧表（社内体制）

② 納入工程表

- (2) 建設機械履歴簿には、以下の必要事項を記入するものとする。

① 規格、形式（メーカー呼称）及び主仕様

② 機械本体とエンジンの製作会社名、製造番号

- (3) 次に示す写真を提出するものとする。なお、サイズはカラー・サービス版とする。

① 車輌履歴簿写真（車輌の前後、左右両側面）… 2 部

② 檢査写真（車輌の前後、左右両側面、付属品）… 2 部